

令和5年度
市民税・県民税

給与所得等に係る特別徴収のしおり



特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者(特別徴収義務者)が、給与所得者(納税義務者)に支払う給与から市民税・県民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。原則としてアルバイト・パート、役員等を含む全ての従業員等から特別徴収する必要があります。

〈“特別徴収に関するよくある質問集”(次頁)をご活用ください〉

従業員が入社したとき、退職したときの手続きなど、千葉市に寄せられることの多い質問と回答を掲載しています。
お問い合わせの前に、ぜひご活用ください。

**千葉市の特別徴収業務は西部市税事務所市民税課
(美浜区役所内)で行っています**

千葉市 市税のホームページ

検索

〈問い合わせ先〉

〒261-8582 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号(美浜区役所内)

千葉市西部市税事務所 市民税課

電話 043(270)3140 FAX 043(270)3227
3141

おしらせ

- 平成28年度より、市民税・県民税の特別徴収を徹底しております。
引き続きご協力をお願いします。
- 給与所得者異動届出書について
給与所得者異動届出書は千葉市様式にてご提出をお願いいたします。
特別徴収の従業員が異動(退職等)した場合は、異動月の翌月10日までに給与所得者異動届出書を提出してください。
なお、令和6年1月1日以降に退職等される場合の未徴収税額は「一括徴収」が義務付けられています。未徴収税額が給与額(退職手当等)を上回る場合、または死亡による退職の場合以外は一括徴収としてください。
- 給与支払報告書について
提出が令和5年1月31日(火)を過ぎた場合、以下の影響が生じます。
 - ・税額決定通知書の発送が遅れるうえ、従業員の所得証明書が発行可能になる時期も遅れます。
 - ・特別徴収が6月分(または希望される月)から開始できない場合があります。
 - ・年税額の支払い回数が減ることで、1回あたりの納付額が大きくなります。税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であるときは、給与支払報告書は電子申告(eLTAX等)で提出する必要があります。
電子申告(eLTAX等)で千葉市に提出される場合には、千葉市コード「121002」をお使いください。
- 地方税共通納税システムについて
パソコンから全ての地方公共団体に一括納付ができる便利なシステムです。
詳しくは3頁をご参照ください。

特別徴収に関するよくある質問集

1 特別徴収関係書類の送付先はどこですか？

千葉市で課税している従業員に関する特別徴収関係書類及び給与支払報告書の送付先は以下のとおりです。

住所：〒261-8582 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

名称：千葉市西部市税事務所市民税課

※退職所得に係る書類の送付先

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

名称：千葉市役所 納税管理課収納班

2 特別徴収税額の変更通知が届いた場合、どうすればいいですか？

当初に送付した特別徴収税額について変更があった旨の通知のため、納税義務者用（処理内容により送付されないこともあります）を従業員等に渡していただくとともに、千葉市に納入する税額が変更されておりますので、納入書の金額を手書き訂正してください。

3 納入書の金額訂正はどうすればいいですか？

納入金額を手書き訂正してください。訂正方法については、納入書の裏面または20頁の記入例をご覧ください。

4 特別徴収税額は、なぜ口座振替できないのですか？

従業員等の異動等により毎月の振替金額に変動があるため、口座振替に適さないことから、実施しておりません。

5 特別徴収税額は、なぜコンビニ納入できないのですか？

コンビニ納入を行うためには、納入書にバーコードの記載が必須です。しかし、バーコード情報が記載されている納入書は訂正をすることができず、毎月の納入金額に頻繁に変動が生じる特別徴収税額の納入には適さないため、実施しておりません。

6 特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号又は法人番号を記載する必要がありますか？

特別徴収関係書類を提出する場合には、原則として個人番号又は法人番号を記入していただく必要があります。

7 特別徴収関係書類の提出期限はいつですか？

異動日の翌月10日までにご提出ください。

（6頁「5 給与所得者が異動したとき」参照）

8 普通徴収を希望した従業員の税額が特別徴収として通知されたのはなぜですか？

給与支払報告書提出時、普通徴収切替理由書に記載されている符号が摘要欄に記入されていない場合又は普通徴収切替理由書が提出されていない場合は、原則、特別徴収となります。

普通徴収切替理由に該当する場合には、「給与所得者異動届出書」を提出することにより、特別徴収から普通徴収へ変更することができます。なお本人の希望等による普通徴収への変更はできません。

9 特別徴収していた従業員が退職したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。（6頁「5 給与所得者が異動したとき（1）普通徴収への切替（2）一括徴収」参照）

10 従業員が退職して、別の会社で特別徴収を希望したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。（7頁「（3）特別徴収継続」参照）

11 新しく従業員が入社したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出が必要です。（7頁「6 普通徴収から特別徴収への切替」参照）

12 会社の所在地等を変更したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「所在地・名称変更届出書」の提出が必要です。（7頁「8 特別徴収義務者の所在地・名称の変更」参照）

代表者のみの変更の場合は提出不要です。

※通知書の誤配達を防止するために、所在地や名称の変更があった際は、特別徴収のしおりに折り込まれている「所在地・名称変更届出書」を速やかにご提出ください。

13 納入書を紛失したときは、どうすればいいですか？

当初に送付した白紙の納入書または、千葉市のホームページからダウンロードした納入書を使って納入してください。

また、印刷環境等が無い場合には市民税課までご連絡ください。

14 年の途中で引越しをした場合の納税地はどこですか？

従業員が令和5年1月1日現在で千葉市に居住をされていた場合、その後、年の途中で他市町村に引越しをしたとしても、令和5年度分の市民税・県民税は千葉市に納めていただくことになります。(7頁「7 納税義務者が千葉市から転出したとき(1)」参照)

15 寄附金控除(ふるさと納税等)の額は、税額通知書のどこに記載されていますか？

特別徴収税額通知書(納税義務者用)の摘要欄に記載されています。

なお、市民税・県民税の年税額から控除されており、還付されるものではありません。

16 税額を誤って納入してしまったときは、どうすればいいですか？**(1) 多く納めてしまった場合**

事業所への還付あるいは従業員への直接還付となります。納期末到来分への充当をご希望の場合には、ご連絡ください。

また、従業員への直接還付をご希望される場合にも、ご連絡ください。

ご連絡がない場合には、事業所へ還付させていただく場合があります。

(2) 少なく納めてしまった場合

当初に送付した白紙の納入書または千葉市のホームページからダウンロードした納入書にて差額分を納入してください。なお、納期限を過ぎて納付すると延滞金がかかる場合もあります。

翌月の納入額を増額して納入し、差額の充当を希望される場合には必ずご連絡が必要となりますのでご注意ください。

また、督促状発送後の充当処理となりますので、あらかじめご了承ください。

17 納入書で納入したのに督促状が届いたときは、どうすればいいですか？

以下の点についてご確認をお願いします。

(1) 「特別徴収税額の変更通知書」が届いていないか。

→ 特別徴収税額に変更があった場合は、上記の通知書にてお知らせしております。

(2) 退職等により納入額のみ訂正し、給与所得者異動届出書の提出を忘れていないか。

→ 給与所得者異動届出書の提出をお願いします。

(3) 誤った月の納入書で納入していないか。

→ 正しい納入書で再度納入をお願いします。

充当等が必要なときはご連絡ください。

18 給与収入と公的年金収入があります。公的年金所得に係る市民税・県民税を給与所得分に合算して特別徴収することはできますか？

給与分に合算して特別徴収することはできません。給与からは給与所得に係る市民税・県民税が、年金からは公的年金所得に係る市民税・県民税がそれぞれ特別徴収されることとなります。

※重複して差し引かれているわけではありません。

eLTAXで業務効率化!

千葉市では、市民税・県民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続き)の電子申告・電子納税を受け付けています。

電子申告のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
- ② 複数の地方公共団体への申告がまとめて1度で送信できます。
- ③ 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。
- ④ eLTAX用ソフト(PCdesk)で申告書作成が簡単にできます。

電子納税(共通納税)のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に納税できます。
- ② 複数の地方公共団体への納税をまとめて1度に行うことができます。
- ③ 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ④ 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。(ダイレクト納付)
- ⑤ 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ⑥ 共通納税システムを利用した納税の手数料は、クレジットカード払いを除き無料です。クレジットカードによる手数料は1万円まで37円(税抜)、以後は1万円ごとに75円(税抜)ずつ加算されます。

エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます(※)

(※)利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



目次

- お知らせ 4
- 特別徴収の事務処理 5
- 特別徴収税額の納入 17
- 納入書の取り扱い 20
- 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収 22
- 市民税・県民税の課税 24
- 市民税・県民税の税額計算 25
- 各種書類のダウンロード手順 裏表紙

- 特別徴収関係書類のご案内
 - ・ 特別徴収切替届出(依頼)書
 - ・ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
 - ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ・ 退職所得にかかる市民税県民税特別徴収税額納入申告内訳書
 - ・ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
 - ・ 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

折込

※特別徴収関係書類は、千葉市のホームページからダウンロードできます。(裏表紙参照) コピーしたものも、お使いいただけます。

お知らせ

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、令和5年度の市民税・県民税の特別徴収をお願いすることになりました。つきましては、関係書類を送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。

○書類のご確認

- 1 令和5年度給与所得等に係る
市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- 2 令和5年度給与所得等に係る
市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- 3 納入書
12ヵ月分+予備2枚
【※但し、納期の特例の承認を受けた場合は2回分+予備2枚
私製の納入書及び銀行の納入事務代行サービスを利用されて
いる事業所もしくは納入書を希望されない事業所等には送付
しておりません。必要な場合はその旨ご連絡ください。】

○納税義務者のご確認

上記1の通知書に記載されている納税義務者を確認してください。
【退職・転勤等している方が記載されている場合には、至急「給
与所得者異動届出書」を提出してください。】

○私製の納入書及び銀行の納入事務代行サービスを新たに利用される場合、次の事項を必ず記入してください。

市区町村コード	121002
口座番号	00190-7-960292
加入者名	千葉市会計管理者

《お知らせ》

◎地方税ポータルシステム（eLTAX）により給与支払報告書をご提出された特別徴収義務者には、平成29年度から、法的効力を持たせた電子署名を付与した税額通知をeLTAXにより提供できるようになりました。詳細は「地方税共同機構」のホームページをご覧ください。
(<https://www.lta.go.jp>)

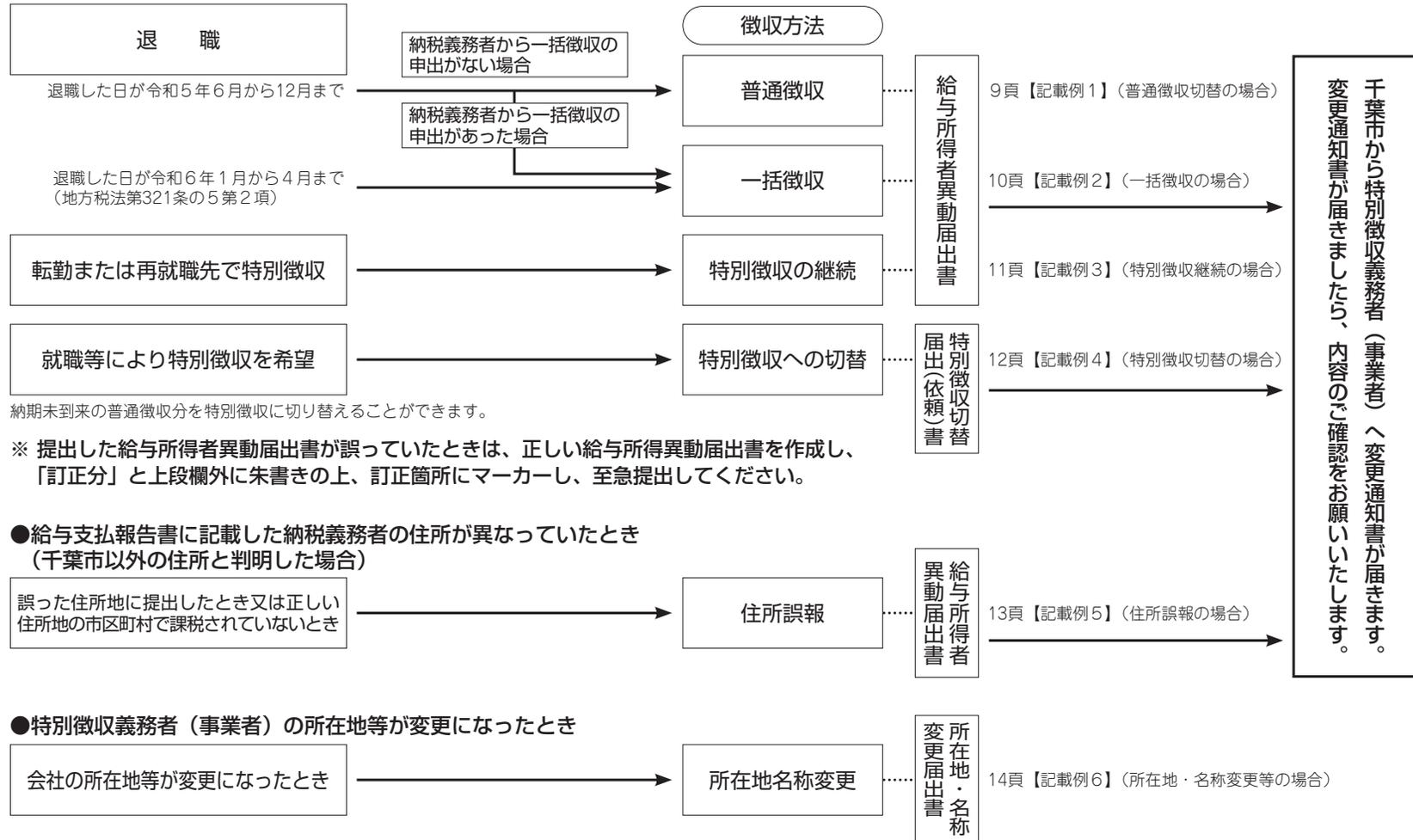
なお、納税義務者への通知については、従来通り書面による通知となります。

◎平成30年度より、給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととなりました。

特別徴収の事務処理

異動が生じた場合の手続きについて

●給与所得者（納税義務者）が異動したとき



1 特別徴収とは

給与支払者（特別徴収義務者）が、給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税を毎月の給与から徴収し、その翌月10日までに市町村に納入する制度をいいます。

令和5年度の特別徴収は、令和5年6月分から令和6年5月分までとなります。

2 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者に、『特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）』を送付いたします。

各納税義務者に、『納税義務者用』を5月31日までにお渡しください。

退職・転勤等により配付が出来ない場合は、返送と同時に給与所得者異動届出書を提出してください。

3 特別徴収税額の徴収

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されている、各納税義務者の『月割額』を、給与から徴収してください。

年税額が5,000円以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することになります。

4 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は『特別徴収税額の変更通知書』を送付しますので、『変更後の月割額』で徴収してください。

なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付していませんので、税額を訂正して使用してください。（納入書裏面記入例または20頁を参照）

『納税義務者用』は、納税義務者にお渡しください。

5 給与所得者が異動したとき

給与所得者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月10日までに『給与所得者異動届出書』を提出してください。

* 給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等した場合は、4月15日（必着）までに給与所得者異動届出書を提出してください。

* 令和5年度市民税・県民税の課税市町村と、令和6年度の給与支払報告書の提出先市町村が異なる場合は、両方の市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

(1) 普通徴収への切替《9頁 記載例1》

一括徴収又は特別徴収継続以外の場合は、普通徴収となります。なお、本人の希望による普通徴収への変更はできません。また、死亡退職の場合は、「異動の事由」を「4 死亡」としてください。

(2) 一括徴収《10頁 記載例2》

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額（残税額）の徴収は、次の区分により残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

また、退職後に海外へ出国することが明らかな場合は一括徴収をお願いします。なお、一括徴収が困難な場合は、納税管理人承認申請書を西部市税事務所市民税課へご提出ください。

●残税額の一括徴収にご協力ください。

退職等の年月日	残税額の徴収方法
令和5年6月1日 ～令和5年12月31日	普通徴収 一括徴収 } 本人の選択
令和6年1月1日 ～令和6年4月30日	一括徴収 (本人の申出不要) ※一括徴収が義務付けられています。

- *納入にあたり、納入書の納入額を変更する必要があります。
(一括徴収した税額を納入する月の納入額を増額し、以降の納入額を減額してください。)
- *死亡による退職の場合は一括徴収できません。普通徴収への変更となりますのでご注意ください。《9頁 記載例1》参照)

(3) 特別徴収継続《11頁 記載例3》

新しい給与支払者(勤務先)で引き続き特別徴収を希望する場合は、**新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡**してください。
給与所得者異動届出書は、新しい勤務先へ回送せず、「1. 特別徴収継続の場合」欄まで記入し、千葉市へ直接送付してください。

6 普通徴収から特別徴収への切替《12頁 記載例4》

『特別徴収切替届出(依頼)書』を提出してください。

- (1) 普通徴収の納期限が過ぎた分については、特別徴収への切替ができません。納税義務者本人に、ご自身で納めるようお願いください。
※普通徴収で口座振替を設定されている場合、納期限が差し迫った期別の特別徴収切替ができない場合があります。
- (2) 公的年金に係る税額は、給与からの特別徴収に追加することはできません。
- (3) 特別徴収開始予定月を必ず記載してください。
特別徴収開始月と提出期限は、以下の通りです。

提出期限(必着)	開始月	提出期限(必着)	開始月
5月31日(水)	7月～	11月30日(木)	1月～
6月30日(金)	8月～	12月28日(木)	2月～
7月31日(月)	9月～	1月31日(水)	3月～
8月31日(木)	10月～	2月29日(木)	4月～
9月29日(金)	11月～	3月29日(金)	5月～
10月31日(火)	12月～		

- (4) 二重納付防止のため、普通徴収の納入書(納期末到来分)の添付をお願いします。既に納入済みの分や、口座振替の場合は不要です。
- (5) 特別徴収切替届出(依頼)書を提出する時期によっては、提出した後、納税義務者本人へ切替対象期別の普通徴収の納入書が届く場合が

あります。その際に届いた納入書は使用しないようお願いください。

7 納税義務者が千葉市から転出したとき

- (1) 令和5年度市民税・県民税は令和5年1月1日現在の居住地で課税されます。千葉市で課税した納税義務者が、その後市外に転居しても、令和5年度分は全て千葉市に納税してください。

*転居による異動届出は提出不要です。

- (2) 給与支払報告書提出後に、1月1日現在の住所が千葉市以外であったことが判明した場合は、
 - ①住所誤報で『給与所得者異動届出書』を提出してください。
《13頁 記載例5》
 - ②正しい住所の市町村には、新たに給与支払報告書を提出してください。

8 特別徴収義務者の所在地・名称の変更《14頁 記載例6》

特別徴収義務者の所在地・名称に変更があった場合は、速やかに『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』を提出してください。代表者のみの変更の場合は提出不要です。

9 特別徴収税額の納期の特例を受ける場合

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所等には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。

「特別徴収税額の納期の特例」制度の適用を受ける場合には、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。
また、「特別徴収税額の納期の特例」制度承認後、特例の要件を欠く場合には、速やかに「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

なお、「特別徴収税額の納期の特例」制度の適用を受けている場合には、再度ご提出いただく必要はありません。

10 審査請求等

- (1) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることが

できます。

(2) この処分の取消しを求める訴訟は、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、①の場合を除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

11 特別徴収関係書類への個人番号又は法人番号の記載について

特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号又は法人番号を記入していただく必要があります。

申告、申請及び届出	記載事項	備考
給与所得者異動届出書	個人番号又は法人番号	
特別徴収義務者の所在地・名称変更届	法人番号	
特別徴収切替届出（依頼）書	法人番号	
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	法人番号	
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	法人番号	
給与支払報告書（総括表）	個人番号又は法人番号	支払いを受ける者及び扶養親族等の個人番号の記入も必要です。
給与支払報告書（個人別明細書）	個人番号又は法人番号	
給与支払報告書の光ディスクに等による提出承認申請書	法人番号	
市民税県民税納入申告書 ※納入書裏面	個人番号又は法人番号	

《記載例 1》(普通徴収への切替の場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(あて先)千葉市長 令和 5年 10月 3日提出		() 特別徴収 給与支払者 () 義務者	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	06999999999	
			フリガナ	カアミキカイシヤ マルバツシヨウジ		宛番号	1234	
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事 特徴太郎		所属	人事課人事労務係	
			個人番号 又は法人番号	// // // // // // // // // //		氏名	特徴花子	
			個人番号 又は法人番号	// // // // // // // // // //		電話	000-000-0000 内線 (123)	

給与所得者	フリガナ	ス ス キ イ 千 ロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	鈴木 一郎							
	生年月日	昭和 50年 1月 1日							
	個人番号	22222222222222							
	受給者番号	123456							
	1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1							
異動後の 住所									
		140,000	6月 9月	10月 5月	5年 9月 30日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. (新しい勤務先)
9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する場合。
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) **140,000 円** (6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 **47,200 円** (6月から9月分)
 (ウ) 未徴収税額 **92,800 円** (10月から翌年5月分)
 ↑
 普通徴収税額
 ※空欄の場合は処理できませんので、必ずご記入ください。

1. (新しい勤務先)	9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 47,200 円 (6月から9月分) (ウ) 未徴収税額 92,800 円 (10月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額 ※空欄の場合は処理できませんので、必ずご記入ください。	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
-------------	---	--

2. 一括徴収の場合	理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 _____ 月 _____ 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円 左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
------------	---	--

3. 普通徴収の場合	理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
------------	--	---------

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

《記載例 2》（一括徴収の場合）

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(あて先)千葉市長 令和 5年10月3日提出		所在地		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号		0699999999	
		フリガナ		カマシキカイシャ マルバツシヨウジ		宛名番号		1234	
		氏名又は名称		株式会社〇×商事 特徴太郎		所属		人事課人事労務係	
		個人番号 又は法人番号		/ / / / / / / / / / / / / / / /		氏名		特徴花子	
				担当 者先		電話		000-000-0000 内線(123)	
給与 所得者	フリガナ	スズキ イチロウ		特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	鈴木 一郎							
	生年月日	昭和50年1月1日							
	個人番号	2222222222							
	受給者番号	123456							
	1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1							
異動後の 住所									
		140,000	6月から 9月まで	10月から 5月まで	5年 9月 30日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先) 9月末で退職した給与所得者の徴収方法を、10月分から一括徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 47,200円(6月から9月分) (ウ) 未徴収税額 92,800円(10月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額									
2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 10月20日 徴収予定額 92,800円 左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。									
3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため									

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

《記載例 3》(特別徴収継続の場合)

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(あて先)千葉市長 令和 5年10月3日提出		所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	06999999999		
フリガナ		カアキカイシヤ マルバツシヨウジ		宛名番号	1234			
氏名又は名称		株式会社 〇×商事 特徴太郎		所属	人事課人事労務係			
個人番号 又は法人番号		// // // // // // // // // //		氏名	特徴花子			
		一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		電話	000-000-0000 内線(123)			
給 与 所 得 者	フリガナ	ススキイチロウ		特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由
	氏名	鈴木一郎						
	生年月日	昭和50年1月1日						
	個人番号	222222222222						
	受給者番号	123456						
	1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1						
異動後の 住所								
		140,000	6月 9月	10月 5月	5年 9月	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
		円	47,200円	92,800円	30日			

退職する給与所得者が引き続き新しい会社で特別徴収される場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記載します。

第十八号様式(用紙日本産業)
(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合	
特別徴収義務者 指定番号	0688888888 (新規) 法人番号 3333333333333333
所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△3-2-1
フリガナ	マルバツフドウサン カアキカイシヤ
氏名又は名称	〇×不動産 株式会社
担当 者 連 絡 先	所属 庶務社員係 氏名 特徴進 電話 111-111-1111 内線(222)
新しい勤務先へは、月割額	11,600円を
	10月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号	654321
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日	月 日
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円
	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
	※市町村記入欄

《記載例4》(特別徴収への切替の場合)

※コピーしてお使いください

特別徴収切替届出(依頼)書				市町村使用欄	
令和 5年4月7日 提出 (あて先) 千葉市長	給 与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 0699999999 ※市町村 ごとに異 なります 新規の場合、納入書(要・不要)
		フリガナ	カアミキカイシヤ マル パツ ショウジ		
		名称 (氏名)	株式会社〇×商事		担当者 連絡先 係 人事課人事労務係 氏名 特徴花子 電話 000-000-0000
		代表者の 職氏名	代表取締役 特徴太郎		
		法人番号	/ / / / / / / / / / / / / / / /		
給 与 所 得 者	フリガナ	ミ ハマ ハマ コ		旧姓	
	氏名	美 浜 浜 子		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [①・2・3・4・随時] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	生年月日	昭和・平成 2年3月7日		特別徴収 開始予定月	6月分(7月10日納期分)から 特別徴収を開始します。 ※開始予定月の前々月末が提出期限(必着)です。
	1月1日 現在の住所	〒263-0024 千葉市稲毛区穴川4-12-1		届出理由	①. 入社 2. その他()
現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				

【添付書類】

普通徴収の納入書(二重納付防止のため、残りの納入書(納期未到来分)を添付してください。)

※すでに納入済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 公的年金に係る税額は、給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 特別徴収開始月と提出期限は以下の通りです。

提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月
5月31日(水)	7月~	8月31日(木)	10月~	11月30日(木)	1月~	2月29日(木)	4月~
6月30日(金)	8月~	9月29日(金)	11月~	12月28日(木)	2月~	3月29日(金)	5月~
7月31日(月)	9月~	10月31日(火)	12月~	1月31日(水)	3月~		

- 月割り額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にてお知らせしております。お電話でのお知らせは致しかねます。
- 給与支払者が設けている給与所得者の受給者番号がありましたら、余白に番号をご記入ください。無い場合には記入は不要です。

【提出先】 〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 千葉市 西部市税事務所 市民税課

《記載例5》(住所誤報の場合)

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度																									
(あて先)千葉市長 令和 5年 10月 3日 提出		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 06999999999		宛番号 1234																									
フリガナ カアミキカイシヤ マルバツシヨウジ		氏名又は名称 株式会社〇×商事 特徴太郎		所属 人事課人事労務係		氏名 特徴花子																									
個人番号又は法人番号 // // // // // // // // // //		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		担連当者先 電話 000-000-0000		内線 (123)																									
給与所得者	フリガナ スキイチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法																								
	氏名 鈴木一郎							140,000	6月 9月	10月 5月	5年 9月 30日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																		
	生年月日 昭和50年1月1日													円 47,200円 92,800円	7	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)														
	個人番号 2222222222																	円	7	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
	受給者番号 123456																					円	7	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	1月1日現在の住所 正しい(1月1日現在)住所																									円	7	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の住所 誤って報告した千葉市の住所	円	7	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 住所誤報	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																											
1. 特別徴収継続の場合					新しい勤務先へは、月割額 円を		新しい勤務先へは、月割額 円を		新しい勤務先へは、月割額 円を																						
特別徴収義務者 指定番号 06					(新規) 法人番号	所在地		担当者連絡先		所属		氏名		電話		内線 ()														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
2. 一括徴収の場合					理由		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納入期限分)で		納入します。																
理由					1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で		納入します。																		
理由					2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で		納入します。																		
理由		3. 死亡による退職であるため		月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で		納入します。																					
3. 普通徴収の場合		理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄																					

第十八号様式(用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

《記載例6》(所在地・名称変更等の場合)

※コピーしてお使いください

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書				市町村使用欄							
令和 5年4月7日 提出 (あて先) 千葉市長	給 与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒012-3456 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指 定 番 号	0699999999 ※市町村 ごとに異 なります					
		名 称 (氏名)	株式会社 ○×商事			担当者 連絡先	係	人事課人事労務係			
		代表者の 職 氏 名	代表取締役 特徴太郎		氏名		特徴花子				
		法人番号	/ / / / / / / / / / / / / / / /		電話	000-000-0000					

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 5 年 4 月 1 日

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。	
フリガナ					
所 在 地 (送付先)	〒654-3210 〇〇県××市△△3-2-1		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		
フリガナ					
名 称					
電 話 番 号	- - (内線)		- - (内線)		
変 更 理 由 (当該番号に○)	① 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り*1 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】*2 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】*2 9. その他()				
統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒 -
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ	
	指定番号 06 ※市区町村ごと に異なります			名 称	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。			電 話 番 号	- - (内線)
	指定番号 06 ※市区町村ごと に異なります			法 人 番 号	
			特別徴収義務者 指 定 番 号	06 ※市町村ごと に異なります	

※1 新規の指定番号を取得することになるため、旧指定番号から新指定番号へ転動させる異動届出書の提出が必要です。
※2 指定番号を変更する場合は旧指定番号から新指定番号へ転動させる異動届出書の提出が必要です。

【提出先】 〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 千葉市 西部市税事務所 市民税課

●平成28年度から市民税・県民税の特別徴収を徹底しています。

1 特別徴収の徹底について

平成28年度課税分から、千葉県下一斉で特別徴収（給与天引き）を徹底しています。

これにより原則、パート・アルバイト・役員を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

2 特別徴収を行う義務のある事業者

所得税の源泉徴収を行う義務がある事業者は、市民税・県民税の特別徴収を行う義務があります。（地方税法第321条の4第1項及び同法第321条の5第1項）。常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業所は、所得税の源泉徴収を要しないとされています（所得税法第184条）が、それ以外の事業者は従業員の市民税・県民税について特別徴収をする義務があります。

3 例外として普通徴収が認められる場合

普通徴収切替理由に該当する場合には、給与支払報告書と併せて、普通徴収切替理由書を千葉市に提出することにより、例外的に普通徴収が認められます。なお、普通徴収切替理由に該当する場合には、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入する必要があります。

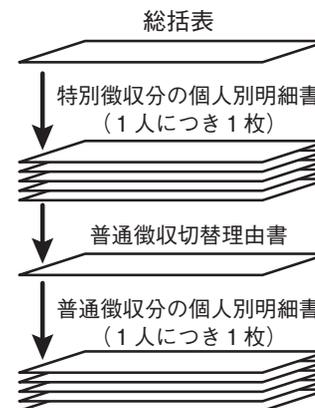
また、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収を希望する旨の記載があっても、該当する符号の記載がない場合には原則として特別徴収となります。

※1 電子申告（eLTAX等）を利用した電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。

※2 電子申告（eLTAX等）を利用した電子媒体で提出される場合、普通徴収切替理由書の提出は不要です。

4 給与支払報告書の提出方法【普通徴収を希望する場合】

●綴り方



●普通徴収切替理由書

千葉市に報告する人員のうち普通徴収とする者の人数を各符号欄に記入してください。

普通徴収切替理由書			
市町村名	千葉市	指定番号	
事業者名			
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない (千葉市の場合、年間の給与支給額が100万円以下)	人	
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない、支払額が不安定である)	人	
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人	
合 計			人

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○ 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

● 摘要欄への記載例

給与支払報告書 (個人別明細書)

※ 種別	※ 整理番号	※ 区分	(受給者番号)
支払を受ける者	住所	千葉市美浜区5-15-1	(個人番号) 9999999999999999 (役職名) (フリガナ) ミハマ タロウ 氏名 美浜太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	9 876 543	7 688 888	2 588 888
源泉徴収税額			592 500
控除対象配偶者	配偶者特別	控除対象扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
有 従有	老 他 従人 人 人 人 人		特別 その他
○	社会保険料	住宅借入金特別控除の額	
678	120 000		
(摘要) 普 F			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
		11111	88 888
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
控除対象配偶者	(フリガナ) ミハマ ハナコ 氏名 美浜花子 個人番号 1111111111111111	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額 基礎控除の額
控除対象扶養親族	1 (フリガナ) ミハマ イチロウ 氏名 美浜一朗 個人番号 2222222222222222	1 6歳未満の扶養親族	国民年金保険料等の金額
2 (フリガナ) ミハマ シロウ 氏名 美浜次朗 個人番号 3333333333333333	2		国民年金保険料等の金額
3 (フリガナ) _____ 氏名 _____ 個人番号 _____	3		国民年金保険料等の金額
4 (フリガナ) _____ 氏名 _____ 個人番号 _____	4		国民年金保険料等の金額

普通徴収切替理由書に記載されている、符号普A～Fまでの該当する記号を記載してください。

5 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所等には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。

毎月徴収した税額を年2回にまとめて納入するもので、市長の承認が必要です。特例は承認を受けた日の属する月から適用されます。

制度の適用を受けようとする月の20日までに「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」の提出が必要です。

月別徴収月	納期限	納期の特例の承認を受けた場合
令和5年 6月分	令和5年 7月10日	令和5年12月11日
7月分	8月10日	
8月分	9月11日	
9月分	10月10日	
10月分	11月10日	
11月分	12月11日	
令和6年 12月分	令和6年 1月10日	令和6年6月10日
令和6年 1月分	2月13日	
2月分	3月11日	
3月分	4月10日	
4月分	5月10日	
5月分	6月10日	

※10日が土曜日、日曜日または祝日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

また、「特別徴収税額の納期の特例」制度承認後、特例の要件を欠く場合には、速やかに『特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書』をご提出ください。

6 その他

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収税額の納入が確認できない場合には、事業所及び従業員の納税証明書等が発行できなくなりますので、期限内の納入をお願いいたします。

特別徴収税額の納入

1 特別徴収税額の納入と納期限

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日まで(休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日)に、金融機関等で納入してください。

2 特別徴収税額の延滞金

納期限までに納付されなかった場合には、地方税法の規定に基づき延滞金がかかります。

延滞金の年率	期 間	
	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
納期限の翌日から1ヵ月間	2.4%	令和5年11月の財務大臣の告示により決定されます。
その後納付の日まで	8.7%	

※年率は、閏年の日を含む期間についても365日として計算します。

延滞金計算時における端数金額の取扱い

計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

なお、計算の基礎となる税額が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません。

納税は電子納税(共通納税)が便利です。

共通納税システムとは、すべての都道府県、市町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

3 納入取り扱い金融機関等(令和5年4月現在)

(1) 千葉市役所、各区役所及び各市民センター

①区役所

中 央	花 見 川	稲 毛	若 葉	緑	美 浜
-----	-------	-----	-----	---	-----

②市民センター

生 浜	松 ヶ 丘	犢 橋	花 見 川	さつきが丘
幕 張 本 郷	山 王	泉	千 城 台	誉 田
土 気				

(2) 千葉市指定・千葉市指定代理・千葉市収納代理金融機関の全国の本支店

①普通銀行

千 葉 銀 行	京 葉 銀 行	千 葉 興 業 銀 行	み ず ほ 銀 行
三 菱 U F J 銀 行	三 井 住 友 銀 行	り そ な 銀 行	東 京 ス タ ー 銀 行
埼 玉 り そ な 銀 行	常 陽 銀 行 (納入代行サービスのみ。窓口での納付は対応していません。)		

②信託銀行

三 井 住 友 信 託 銀 行	み ず ほ 信 託 銀 行
-----------------	---------------

③信用金庫

千 葉 信 用 金 庫	佐 原 信 用 金 庫	銚 子 信 用 金 庫
-------------	-------------	-------------

④その他

中 央 労 働 金 庫	千 葉 み ら い 農 業 協 同 組 合	横 浜 幸 銀 信 用 組 合
ハ ナ 信 用 組 合		

(3) ゆうちょ銀行・郵便局

千 葉 県	茨 城 県	栃 木 県	群 馬 県	埼 玉 県
東 京 都	神 奈 川 県	山 梨 県 内 の 郵 便 局		

* 上記以外の地域の郵便局で納入される場合は、本しおり18頁の『指定通知書』をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

* 納入書の納期限が過ぎた場合は、郵便局で納入ができない場合があります。

B

(この用紙は控ですから貴社(所)で保存してください。)

控 指定通知書

郡 町
市 村
郵便局

上記郵便局を、千葉市の市民税・県民税特別徴収の納入取扱局に指定しましたので、同封の納入通知書により納入してください。

令和 年 月 日

千葉市長
(公印省略)

※ お願い
郵便局各欄に貴社(所)の納入に便利な郵便局名を記入(A・Bとも)のうえ、指定通知書(Aの用紙)をその郵便局へ第1回分の払込時に必ず提出してください。

特別徴収
義務者名

指定番号

A

指定通知書

郡 町
市 村
郵便局長様

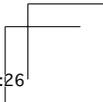
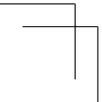
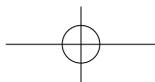
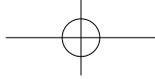
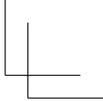
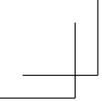
貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、千葉市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱郵便局に指定しましたので通知します。

令和 年 月 日

千葉市長
(公印省略)

- 1. 承認番号 貯業2第675号
- 1. 口座番号 00190-7-960292
- 1. 加入者の名称 千葉市会計管理者
- 1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行
東京貯金事務センター

※ ご使用の際は、郵便局名・年月日をご記入ください。



記入例2 (退職所得に係る税額がある場合) 退職所得の計算方法は、22頁をご覧ください。

(表)

千葉市 個人市民税 納入済通知書 ④
個人県民税

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
121002	00100-7-060292	千葉市会計管理者
令和 05 06	0699999999	納入金額(1) 152,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 記入例は領収書裏面をご覧ください。	退職所得分	103500
①2本線で抹消してください。訂正印は不要です。	延滞金	
②変更後の税額を記入してください。	合計額	198100
③22頁の計算により算出した税額を記入してください。	領収日付印	
④合計額を記入してください。	住所又は所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 株式会社〇×商事

納入済通知書の金額欄に¥記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→千葉銀行本店(取りまとめ店)→千葉市)

※「給与分」「退職所得分」の金額を誤りのないよう正しい箇所に入力してください。

(裏)

納入申告書

令和 5 年 7 月 12 日提出	令和 5 年 6 月分	人員	1 人
退職手当等支払金額	1000000		
特別徴収義務者の所在地名称等	62100		
	41400		
※特別徴収義務者の「氏名又は名称」欄への押印について 税制改正により、令和3年4月1日より押印不要となりました。 送付された納入書に㊸とある場合も、押印は不要です。			
住所又は所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 (受付印)		
氏名又は名称	株式会社〇×商事		
法人番号又は個人番号	11111111111111		

※特別徴収義務者の「氏名又は名称」欄への押印について
税制改正により、令和3年4月1日より押印不要となりました。
送付された納入書に㊸とある場合も、押印は不要です。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる月に特別徴収してください。

1 納入市町村

納入市町村（課税市町村）は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市町村です。

2 税額の計算方法〈計算例〉を参照

① 退職所得控除額を求めます。

勤続年数 *1年未満の端数がある場合は切り上げ	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
障害による退職の場合	100万円加算

② 退職所得の金額を求めます。(退職所得の金額は、計算後に千円未満を切り捨て)

(ア) 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\left[\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right] \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$$

(イ) 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} = \text{退職所得の金額}$$

(ウ) 短期退職手当等の計算

a. 退職手当等の収入金額-退職所得控除額が300万円を超える場合

$$150万円 + \left\{ \text{退職手当等の収入金額} - \left[300万円 + \text{退職所得控除額} \right] \right\} = \text{退職所得の金額}$$

b. 退職手当等の収入金額-退職所得控除額が300万円以下の場合

(ア)と同様

③ 特別徴収すべき税額を求めます。

(特別徴収すべき税額(市民税、県民税)は、計算後に百円未満を切り捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。役員等とは①法人税法第2条第15号に規定する役員②国会議員及び地方公共団体の議会の議員③国家公務員及び地方公務員をいいます。

上記の計算方法のほか、「同じ年に2か所以上から退職手当等が支払われるとき」や「同じ年に一般退職手当のほか短期退職手当等や特定役員退職手当等がある場合」等の計算方法は、国税庁ホームページをご参照ください。(https://www.nta.go.jp) ※退職所得に係る市民税・県民税の計算は、所得税法に準じています。

計算例 左記2②(イ)特定役員退職手当等の場合

○ 退職手当等の収入金額11,984,000円、勤続年数5年の役員の場合

① 退職所得控除額を求めます。

$$40万円 \times 5年 = 200万円$$

② 退職所得の金額を求めます。(計算後に千円未満を切り捨て)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の収入金額} \\ \hline 11,984,000円 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline 2,000,000円 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline 9,984,000円 \\ \hline \end{array}$$

③ 特別徴収すべき税額を求めます。(計算後に百円未満を切り捨て)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline 9,984,000円 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市民税 } 6\% \\ \hline \text{県民税 } 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税額 } 599,040円 \\ \hline \text{県民税額 } 399,360円 \\ \hline \end{array} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税額 } 599,000円 \\ \hline \text{県民税額 } 399,300円 \\ \hline \end{array}$$

○ 左記2②(ア)(ウ)aの計算例は次ページをご覧ください。

3 納入方法

左記の特別徴収した退職手当等にかかる市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日までに、金融機関等に納入してください。21頁の納入書には「納入金額」の「退職所得分」欄に金額を記入し、裏面の納入申告書に必ず所要事項を記入してください。〈21頁 記入例2を参照〉

また、退職者の種別により、以下の種類を退職後1か月以内に下記へ提出してください。

- ・退職者が、法人の取締役、監査役、理事、監事等の役員又は相談役もしくは顧問である場合：退職所得の特別徴収票
- ・退職者が上記以外の場合：退職所得にかかる市民税県民税特別徴収税額納入申告内訳書 〈23頁 記載例を参照〉

4 お問い合わせ

退職所得にかかる市民税・県民税の納入、「内訳書」の記載方法等に関するお問い合わせ先・提出先→千葉市役所納税管理課収納班

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話：043-245-5125

短期退職手当等とは、退職手当等に係る勤続期間(役員として勤務した期間も含みます)が5年以下で、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

《記載例》

退職所得にかかる市民税県民税特別徴収税額納入申告内訳書

※コピーしてお使いください。

(提出先) 千葉市長 令和 6 年 2 月 2 日提出	徴収月 6 年 1 月分	特別徴収義務者の所在地及び名称 〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3 株式会社 ○×商事	指定番号 0699999999
	納入年月日 R6.2.10		担当者所属 人事課人事労務係
	人員計 2 人		氏名 特徴花子
	納入税額計 386,000 円		電話 000-000-0000

退職手当等の支払いを受ける者の住所及び氏名	退職手当等の総支払金額	勤続期間及び年数	特別徴収税額	摘要
住所 千葉市中央区本千葉2-1	14,223,632 円	自 H11.4.1 至 R6.1.31	市民税 81,600 円 県民税 54,400 円 計 136,000 円	
氏名 千葉一郎 (役職名)		勤続年数 25 年		
住所 千葉市花見川区瑞穂1-1	6,000,000 円	自 H31.4.1 至 R6.1.31	市民税 150,000 円 県民税 100,000 円 計 250,000 円	
氏名 美浜千花 (役職名)		勤続年数 5 年		

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所

控除前の総額を記入してください
退職手当等を分割して支払う場合も総額を記入してください

1年未満は切り上げ

市民税、県民税ともに100円未満は切り捨て
退職手当等を分割して支払う場合は総額で計算した金額を記入してください

千葉一郎 計算の流れ (22頁2②(ア)の計算例)

一般退職手当等の場合

①退職所得控除額 800万円+70万円×(25年-20年) = 1,150万円

②退職所得の金額 (14,223,632円-11,500,000円) × 1/2 = 1,361,816円 → 1,361,000円 (1,000円未満の端数は切り捨て)

③特別徴収すべき金額 市民税 1,361,000円×6% = 81,660円 → 81,600円 (100円未満の端数は切り捨て)
県民税 1,361,000円×4% = 54,440円 → 54,400円 (100円未満の端数は切り捨て)

美浜千花 計算の流れ (22頁2②(ウ)aの計算例)

短期退職手当等の場合

①退職所得控除額 40万円×5年 = 200万円

②退職所得の金額 150万円 + 600万円 - (300万円 + 200万円) = 250万円 (1,000円未満の端数がある場合は切り捨て)

③特別徴収すべき金額 市民税 2,500,000円×6% = 150,000円 (100円未満の端数がある場合は切り捨て)
県民税 2,500,000円×4% = 100,000円 (100円未満の端数がある場合は切り捨て)

退職手当支払額600万円-退職所得控除額200万円=400万円→300万円を超えるため19頁2②(ウ)aの計算方法となります

市民税・県民税の課税

1 市民税・県民税の納税義務者

納税義務者	所得割	均等割
令和5年1月1日現在において、 千葉市内に住所を有する人	○	○
令和5年1月1日現在において千葉市の区内に 事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、その 区内に住所を有しない人	/	○

2 市民税・県民税が非課税となる人

生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
令和4年中の合計所得金額が135万円以下で、障害者・未成年者・ 寡婦又はひとり親に該当する人
扶養親族なしで合計所得金額が45万円以下の人
令和4年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 31万円 * 『31万円』は、同一生計配偶者又は、扶養家族を有する人に加算

3 市民税・県民税の所得割が課税されない人

扶養親族なしで総所得金額等が45万円以下の人
扶養親族ありで令和4年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 42万円 * 『42万円』は、同一生計配偶者又は、扶養家族を有する人に加算

所得税と市民税・県民税の違い

- 課税の基礎となる所得の年が異なります。
所得税は、令和5年中の所得に対する税金を給与から源泉徴収し、
年末に再計算（年末調整）します。
市民税・県民税は、令和4年中の所得に対する税金を令和5年
度分として、令和5年6月から令和6年5月まで特別徴収します。
- 所得控除額が異なります。

【例】

	所 得 税	市民税・県民税
基礎控除額	48万円	43万円
配偶者控除 (合計所得金額900万円以下)	38万円	33万円
扶養控除（一般）	38万円	33万円
扶養控除（特定）	63万円	45万円
扶養控除（老人）	48万円	38万円
生命保険料控除 (各保険料)	旧のみ適用 限度額 5万円 新旧適用時 限度額 4万円 (合計額の限度12万円)	旧のみ適用 限度額 3.5万円 新旧適用時 限度額 2.8万円 (合計額の限度7万円)
地震保険料控除	限度額 5万円	限度額 2.5万円

※所得税と市民税・県民税では、税率も異なります。

市民税・県民税の税額計算

給与収入	-	給与所得 控除額	+	給与以外 の所得金額	=	総所得金額 ①
総所得金額 ①	-	所得控除合計額 ②	=	課税総所得金額 ③(1,000円未満切捨)		
課税総所得金額 ③	×	税 (所得割) 率	=	税額控除前所得割額 ④		
税額控除前所得割額 ④	-	税額控除額 ⑤	=	所得割額 ⑥(100円未満切捨)		
所得割額 ⑥	+	均等割額 ⑦	=	特別徴収税額 ⑧		
特別徴収税額 ⑧	-	控除不足額 ⑨	=	差引納付額		

- (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
- ①～⑨は、『特別徴収税額通知書(納税義務者用)』の中の数字です。

○均等割額

市民税	県民税
3,500円	1,500円

○所得割税率(総合課税分)

課税所得金額	区分	市民税	県民税
—	一律	8%	2%

○所得控除

種 類	控 除 額
雑 損 控 除	次のうちいずれが高い方の金額 ①実質損失額－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円

納税者本人の 所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者 控 除	一 般	33万円	22万円	11万円
	老 人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の 所得金額	控 除 額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
障 害 者 控 除	26万円	扶 養 控 除	一 般	33万円
特 別 障 害 者	30万円		老 人	38万円
同 居 特 別 障 害 者	53万円		特 定	45万円
寡 婦 控 除	26万円		同 居 老 親 等	45万円
ひ と り 親 控 除	30万円			
勤 労 学 生 控 除	26万円			
基 礎 控 除	納税者の 所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	

種 類	控 除 額		
医療費控除	医療費の実質負担額（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円）		
セルフメディケーション税制	平成30年1月1日以降に、市販薬のうち「医療用から転用された特定成分を含む医薬品を、年間12,000円を超えて購入した際、12,000円を超えた部分の金額（上限金額88,000円）について、所得控除を受けることができる。		
社会保険料控除	支 払 額		
生命保険料控除	旧制度	～ 15,000円	全額
		15,001～40,000円	支払額の1/2+7,500円
	新制度	40,001～70,000円	支払額の1/4+17,500円
		70,001円～	35,000円
		～ 12,000円	全額
②個人年金保険料（新・旧）	12,001～32,000円	支払額の1/2+6,000円	
③介護医療保険料（新）	32,001～56,000円	支払額の1/4+14,000円	
	56,001円～	28,000円	
	旧制度・新制度の控除額を合計する時の限度額 28,000円		
	①②③それぞれの控除額を合計する時の限度額 70,000円		
地震保険料控除	地震保険料	～ 50,000円	支払額の1/2
		50,001円～	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下	全額
		5,001～15,000円	支払額の1/4+2,500円
	15,001円～	10,000円	
	①②両方ある場合、限度額は25,000円		

◎税額控除

○調整控除（納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合）

【合計課税所得金額が200万円以下の者】
 次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税4%・県民税1%）に相当する金額
 ①下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超の者】
 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税4%・県民税1%）に相当する金額
 ①下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金 額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超		
障害者控除	1万円						
普通	10万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	
				老人	10万円	6万円	3万円
特別	22万円	同居特別	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
				50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円	
母	5万円			特定	18万円	同居老親等	13万円
寡婦控除	1万円						
勤労学生控除	1万円						

* 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

○配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特別取得及び特別特別取得を含む。）又は特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
 ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	4 / 5	県民税	1 / 5
-----	-------	-----	-------

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

○寄附金税額控除

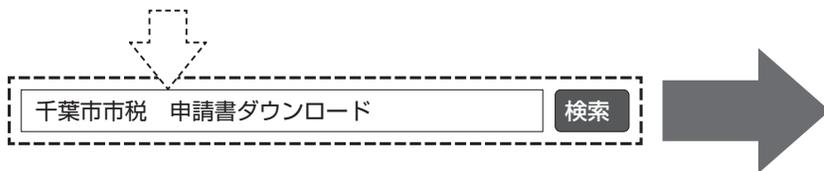
- 確定申告書、市民税・県民税申告書、ふるさと納税ワンストップ特例申請書に基づき算出された金額が控除されます。
 - 確定申告の場合は、二表の「住民税に関する事項」に記入された寄附金が対象となります。
 - ふるさと納税ワンストップ特例制度は、申告書提出の不要な方で、5団体以下の寄附先に予め申請した方が対象となります。
- 控除対象の寄附金限度額：総所得金額等の30%
- 控除額の計算方法：基本控除、特例控除、申告特例控除の合計額
 - 基本控除（各対象となる寄附金について下記の割合）
 - [市民税が対象の寄附金額-2,000] × [市民税率8%]
 - [県民税が対象の寄附金額-2,000] × [県民税率2%]
 - 特例控除※（都道府県・市区町村への寄附金のみ適用）
 - [寄附金額-2,000] × [90% - (0~45.945%)]

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

○申告特例控除※（ふるさと納税ワンストップ特例制度のみ適用）
 [特例控除] × [(5.105~33.693%) / 90% - (5.105~33.693%)]
 ※特例控除は、所得割の2割が限度額となります。

各種書類ダウンロード手順（HPから印刷する場合）

同封の申請書及び特別徴収事務必要書類等につきましては、**インターネット上から印刷することができます。**
ダウンロード方法や提出方法について、ご不明点等がありましたら、お問い合わせください。



以下の届出書・申請書等について、
千葉市ホームページからダウンロードできます。

- 1 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 [1-3]
- 2 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 [1-4]
- 3 特別徴収切替届出（依頼）書 [1-5]
- 4 光ディスク等による給与支払報告書の提出についてのご案内（申請書等） [1-7]
- 5 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書（給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等に限る） [1-8]
- 6 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 [1-9]
- 7 令和5年度給与支払報告書（総括表）及び普通徴収切替理由書 [1-10]
- 8 退職所得にかかる
市民税県民税特別徴収税額納入申告内訳書 [1-12]
- 9 市県民税（特別徴収）納入書 [1-13]
- 10 納税管理人承認申請書 [1-15、1-16]

更新日：2022年12月23日

申請書等ダウンロード

市税の申請手続き等で用いる様式を掲載しています。

個人市民税関係 法人市民税関係 軽自動車税関係 固定資産税関係

事業所税関係 市税全給（税証明書） 納税関係

↑クリックするとこのページ内の該当部分が表示されます。

※各書類についての請求方法（請求者の範囲、必要な書類）、主な証明の種類、取扱い窓口の説明は「市税の証明」のページをご覧ください。

※エクセルはご利用のインターネット環境によっては印刷時に体裁が崩れてしまいます。左記の場合には倍率を変更して印刷してください。

地方税法施行規則の改正、千葉県条例施行規則の一部改正に伴い、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類については、原則押印が不要となりました。

なお、押印欄のある様式についても引き続きご使用いただけますが、押印は不要です。

※委任者が法人の場合の委任状を除く。

1. 個人市民税関係		
No.	ファイル名	種類・サイズ
1-1	市民税・県民税申告書	←左をクリック
1-2	市民税・県民税減免申請書	PDF：6KB
1-3	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（従業員が退職や転勤した際に、雇用主が使用します） 詳しくはこちら	PDF：104KB エクセル：149KB
1-4	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（特別徴収を行っている会社等の、所在地・名称を変更する際に使用します）	PDF：321KB
1-5	特別徴収切替届出（依頼）書（新しく入社した方など、普通徴収から特別徴収に切り替える際に雇用主が使用します） 詳しくはこちら	PDF：259KB エクセル：109KB
1-6	相続人代表者指定（変更）届	PDF：124KB
1-7	光ディスク等による給与支払報告書の提出についてのご案内（申請書等）	PDF：788KB
1-8	特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	PDF：275KB
1-9	特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	PDF：153KB
1-10	給与支払報告書（総括表）及び普通徴収切替理由書	PDF：512KB エクセル：53KB